

# 株式会社 NexTone

## 定 款

平成 12 年 9 月 26 日 作成  
平成 13 年 6 月 29 日 変更  
平成 14 年 6 月 20 日 変更  
平成 17 年 6 月 22 日 変更  
平成 18 年 4 月 25 日 変更  
平成 18 年 6 月 22 日 変更  
平成 20 年 3 月 1 日 変更  
平成 24 年 2 月 27 日 変更  
平成 27 年 3 月 13 日 変更  
平成 28 年 2 月 1 日 変更  
平成 28 年 6 月 23 日 変更  
平成 30 年 6 月 20 日 変更  
2019 年 11 月 28 日 変更  
2020 年 1 月 15 日 変更  
2021 年 2 月 1 日 変更  
2022 年 6 月 28 日 変更

# 株式会社 NexTone

## 定 款

### 第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は株式会社 NexTone と称し、英文では NexTone Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 音楽の著作物の著作権に関する仲介代理業務及びコンサルタント業務
- (2) 音楽の著作物の著作権に関する外国著作権者及び外国著作権管理団体との仲介代理業務
- (3) 音楽以外の著作物の著作権に関する仲介代理業務及びコンサルタント業務
- (4) 著作権に関する調査・研究
- (5) インターネット及び衛星通信に関わる事業情報の調査・研究
- (6) 著作権の譲渡または取得
- (7) 著作権の管理
- (8) 著作物の利用の開発
- (9) 著作権に関する市場調査、市場分析による情報提供業務
- (10) 録音物、録画物の企画制作並びに販売
- (11) 書籍、楽譜の出版並びに頒布
- (12) キャラクター製品（歌手及びテレビ、漫画等に登場する人物、動物等の名称、特徴を施した被服、文房具、おもちゃ、日用雑貨）の販売、並びに歌手及びテレビ、漫画等に登場する人物、動物等の名称、特徴を商品に使用することの許諾に関する業務
- (13) コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、制作、開発、販売、賃貸借、保守及びコンサルティング
- (14) 通信ネットワークを使用した情報及びコンテンツの処理、仲介及び提供サービス業務
- (15) 通信ネットワークを使用した通信販売業務
- (16) 情報通信システムに関する企画、コンサルティング、開発、運用及び保守
- (17) データベースの企画、設計、開発、販売及び提供業務並びにデータベース構築のコンサルティング
- (18) ネットワークセキュリティに関する開発、調査、研究及び情報提供に関する事業
- (19) 電気通信機器の開発、販売、賃貸及び保守
- (20) 広告代理店業
- (21) 子会社の株式を所有することによる、当該子会社の事業活動の支配・管理
- (22) 前各号に関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、30,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、9名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、その他の役付取締役を各若干名定めることができる。

(報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる者は、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従う。

2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対しこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わる事ができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約

に基づく責任の限度額は法令が定める限度額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集権者及び議長)

第33条 監査役会は、法令に別段の定めある場合を除き、常勤監査役がこれを招集し、議長となる者は、監査役会においてあらかじめ定められた順序に従う。

- 2 常勤監査役に事故があるときは、監査役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の監査役がこれを招集し、議長となる。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対しこれを発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監

- 査役であったものを含む) の損害賠償責任を法令に定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める限度額とする。

## 第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 38 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等)

第 42 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 44 条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してなお、受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。